

今週のテーマ

1. 一週間のまとめ
 - (1) 与党陣営の動き
～暫定政権 大統領選実施
の必要性を認識していない?～
..... 1p
 - (2) 野党陣営の動き
～主要野党 恩赦法の有効性を疑問視～
..... 4p
 - (3) 外国の動き
～米国 新たな制裁ライセンス発行～
..... 5p
 - (4) 今週、来週の主なイベント
..... 6p
 - (5) 債券の元利不払い状況
..... 7p
2. 恩赦法案オリジナルの内容確認
..... 8p
3. 恩赦法の考察と
恩赦法成立後のシナリオ
..... 11p

債券指標の動き

4. ベネズエラ債券・経済指標の増減
..... 14p

カントリーリスク分析



(写真) Higgsfields

“国会 恩赦法の第1セッションを承認、野党は見解分かれる”

一週間のまとめ(2026年2月1日～2月7日)

(1) 与党陣営の動き

～暫定政権 大統領選実施の必要性を認識していない?～

今週ベネズエラで起きた特筆すべき事象は間違いなく「恩赦法」に関連した動きだろう。

2月5日 国会は恩赦法案の第1セッションを承認した。この恩赦法を根拠に多くの政治犯が釈放されることが予想される。

恩赦法については、

本稿「2. 恩赦法案オリジナルの内容確認」

「3. 恩赦法の考察と恩赦法成立後のシナリオ」

にて考察しているので、ここでは割愛したい。

POINT

それ以外のテーマで筆者が特に関心を持ったのは、2月4日に在日ベネズエラ大使館のセイコウ・イシカワ大使が日本記者クラブにて行った会見でのコメントである。

イシカワ大使は、同会見の質疑応答の際に、ベネズエラの次の大統領選に関する質問を受けると、「ベネズエラの大統領は現在もマドゥロ大統領であり、彼の任期は2031年に満了する」「ベネズエラの憲法規定に従えば、任期満了時になる」とコメントした。

また、これは彼（イシカワ大使）の個人的な見解ではなく、最高裁の見解であると補足していた。

これがロドリゲス暫定政権の公式な見解であれば、**ロドリゲス暫定政権は、少なくとも現時点では「マドゥロ大統領の後任を選ぶ再選挙を実施する必要がない」と認識していることになる。**

そして、この認識が変わらない場合、**次の大統領選が行われるのは、マドゥロ大統領の現在の任期が満了する2031年1月の前（つまり2030年）**ということになる。

イシカワ大使が言及した「最高裁の見解」について確認したところ、該当する発表を確認できた。

マドゥロ大統領の拘束が確認された直後に最高裁の憲法法廷は1つの声明を発表していた（TSJ Sala Constitucional “Ponencia Conjunta”）。

この声明文には以下の通り書かれている。

Esta máxima interprete constitucional aprecia que este hecho, público y notorio, acaecido el 3 de enero de 2026, configura una situación excepcional, atípica y de fuerza mayor no prevista literalmente en la Constitución de la República Bolivariana de Venezuela, generando una situación que requiere certeza constitucional debido a la máxima gravedad que amenaza la estabilidad del Estado, la seguridad de la Nación y la efectividad del ordenamiento jurídico.

（本憲法の最高解釈組織（つまり、最高裁の憲法法廷）は、26年1月3日に発生した事象が例外的かつ異例の事象であり、ベネズエラ憲法に想定されていない不可抗力に該当すると認識する）

イシカワ在日ベネズエ

ラ代表大使：

“マドゥロ大統領は現

在も大統領であり、任

期は2031年に満了

“

この認識だと、次の大

統領選は2030年に

なる。

POINT

Es por ello que, esta Sala ha considerado indispensable dictar, en el marco de una actuación cautelar urgente y preventiva, una medida de protección para garantizar la continuidad administrativa del Estado y la defensa de la Nación, sin que ello implique decidir de fondo sobre la calificación jurídica definitiva de la falta presidencial (temporal o absoluta), ni sustituir las competencias de otros órganos del Estado para realizar dicha calificación en procedimientos posteriores.

（この措置は大統領の暫定的あるいは絶対的不在の最終的な法的性質を決定するものではなく、またその判断を行う他の国家機関の権限を代替するものでもない）

最高裁の憲法法院：

マドゥロ大統領は、憲法で定める“絶対的不在”と認識できない。

ベネズエラの憲法では、「大統領の絶対的不在が任期の最初の4年で生じた場合、副大統領が暫定的に大統領の職務を担当する」「絶対的不在が生じた日から30日以内に選挙を実施する」という定めがある（この点については「[カントリーリスク・レポート No.439](#)」で説明した通り）。

そして、憲法233条によると、絶対的不在に該当するのは：

1. 死亡
2. 辞任
3. 最高裁による解任
4. 医療的不能
5. 国民投票による解任
6. 職務放棄

“絶対的不在”の状態ではないということは、

の場合だが、最高裁は、マドゥロ大統領が置かれている状況（拉致）は、絶対的不在と認識するいずれの項目にも該当しないとの見解を表明している。

マドゥロ大統領は現在も大統領であり、次の選挙を行う状況にはないことを意味する。

従って、ロドリゲス暫定政権としては「大統領の絶対的不在の状態ではないので、大統領選を実施する理由がない」というロジックになる。

ただし、暫定政権が今後も上記の認識を継続するかどうかは別問題である。

政治的な情勢の変化を受けて、最高裁が将来的に大統領の状況について再解釈を行う可能性は否定できない。その場合は、前倒しの大統領選が実現する可能性はある。

ただし、少なくとも現時点では暫定政権は前倒しで大統領選を実施する必要性を認識していないということになる。

POINT

カプリレス議員、穏健
野党グループ 与党と
の対話を開始。

主要野党 恩赦法に対
して否定的な見解を表
明。与党との対話の意
志を示さず。

（2）野党陣営の動き ～主要野党 恩赦法の有効性を疑問視～

ベネズエラ国会で恩赦法と与野党協議の議論が進んでいる。

本件について、国会で野党議員として活動しているエンリケ・カプリレス議員（元ミランダ州知事）は、ロドリゲス暫定大統領の呼びかけを受け入れ、政府との対話を行うと発表した。

また、カプリレス議員とは別のグループの野党は既に与党との対話を開始している（下写真）。



（写真）@jorgerpsuv

一方、主要野党は恩赦法について不完全な内容との見解を表明。

現在の恩赦法は「政治犯の一部を除外しており、亡命者帰国を保証しておらず、公職出馬権の停止処分を解除していない」と指摘。

また、「憲法秩序の回復」「民主的権利の回復」「政治迫害の停止」を求め、恩赦単独では政治問題の解決にはならないとし、**現行恩赦法案は限定的で政治的演出に過ぎず、民主化・政治正常化を伴う全面恩赦でなければ受け入れない**との認識を示した。

POINT

(3) 外国の動き ～米国 新たな制裁ライセンス発行～

2月3日 トランプ政権は制裁ライセンス No.47 を発行。

米国企業に対して、条件付きでベネズエラ重質油を産油するために必要なナフサなどの希釈剤の取引を許可した。

トランプ政権が科した条件は2つ。

1つ目の条件は、当該取引において、米国法または米国内のいずれかの管轄法が準拠法となること、契約に基づく紛争解決が米国内で行われること。

2つ目の条件は、米国産希釈剤をベネズエラへ輸出、再輸出、販売、再販売、供給する者は、「取引当事者」「輸出量、取引額」「取引実施日」の情報を米国制裁管理当局に報告しなければならないというもの。

つまり、ベネズエラへの希釈剤輸出は、トランプ政権に報告する義務があり、ベネズエラの石油産業をコントロールしたいというトランプ政権の意図を反映した制裁ライセンスと言える。

また、1月31日 Laura F. Dogu ベネズエラ担当米国臨時大使がベネズエラに到着。2月2日にはデルシー・ロドリゲス暫定大統領と面談をした ([「ベネズエラ・トゥデイ No.1327」](#))。

Dogu 臨時大使は、現在閉鎖中の在ベネズエラ米国大使館の再開に向けた準備を進めており、同大使館の再開は時間の問題と思われる。

なお、2月3日 ロドリゲス暫定政権は、在英ベネズエラ代表大使を務めていたフェリックス・プラセンシア氏を在米国ベネズエラ外交団のトップに任命すると発表 ([「ベネズエラ・トゥデイ No.1327」](#))。米国・ベネズエラ双方に外交トップが駐在することになった。

トランプ大統領は、恩赦法の検討・外交関係の改善を好意的に評価しており、暫定政権の政権運営について「非常に良い仕事をしている」とコメントしている。

トランプ政権 ベネズエラ向けの希釈剤輸出などを許可する制裁ライセンスを発行。

ただし、取引詳細を報告する義務を課す。

トランプ政権は引き続きベネズエラの石油産業をコントロール。

(4) 今週、来週の主なイベント

2月6日 米国のChris Wright エネルギー相は、ベネズエラへの訪問意思を表明した。ベネズエラを訪問する目的について「個人的にベネズエラの炭化水素産業の現状を評価するため」と説明した。また、「ベネズエラ訪問中には、現状の正確な分析を行うために炭化水素セクターの関係者や全てのリーダーと協議を行う」と補足した。

また、2月4日にスペインの「Repsol」、フランスの「Maurel & Prom」の代表がロドリゲス暫定大統領らと面談し、ベネズエラ石油産業への投資について協議を行った。直近では、他にもブラジルの手元エネルギー会社「Eneva」やスウェーデンの「Maha」がベネズエラ石油産業への参入に意欲を示していると報じられており、徐々にだがベネズエラ石油産業への投資案件が増えそうな気配がある。

表： 2月1日～2月7日に起きた主なイベント

日付			内容
2月	1日	日	
	2日	月	米国Dogu大使 ロドリゲス暫定大統領と面談
			OFAC CITGOの保護ライセンスを3月20日まで延長
	3日	火	OFAC 制裁ライセンスNo.47(希釈剤取引の許可)を発行
			暫定政権 プラセンシア氏を在米国ベネズエラ外交団のトップに任命
	4日	水	暫定大統領 Repsol、M&P幹部らと協議を実施
	5日	木	国会 恩赦法の第1セッションを承認
	6日	金	米国Chris Wrightエネルギー相 ベネズエラへの訪問意思を表明
	7日	土	

表： 2月8日～2月15日に予定されている主なイベント

日付			内容
2月	8日	日	
	9日	月	
	10日	火	
	11日	水	
	12日	木	Avianca ボゴタ-カラカス便を再開
	13日	金	
	14日	土	
	15日	日	

(5) 債券の元利不払い状況

表：ベネズエラ債券の債務不履行額（2月6日時点）

（単位：100万ドル）

種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
国債	国債19	19年10月13日	7.75%	4/13 10/13	2,495	1,643.6	4,138.6
	国債24	24年10月13日	8.25%	4/13 10/13	2,495	1,749.6	4,244.6
	国債25	25年4月21日	7.65%	4/21 10/21	1,600	1,040.4	2,640.4
	国債26	26年10月21日	11.75%	4/21 10/21	3,000	2,996.3	5,996.3
	国債23	23年7月5日	9.00%	1/5 7/5	2,000	1,620.0	3,620.0
	国債28	28年5月7日	9.25%	5/7 11/7	2,000	1,572.5	3,572.5
	国債18	18年12月1日	7.00%	6/1 12/1	1,000	595.0	1,595.0
	国債20	20年12月9日	6.00%	6/9 12/9	1,500	720.0	2,220.0
	国債34	34年1月13日	9.38%	1/31 7/13	1,500	1,195.3	2,695.3
	国債31	31年8月5日	11.95%	2/5 8/5	4,200	4,266.2	8,466.2
	国債18	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	300	327.0	627.0
	国債18F	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	752	819.7	1,571.7
	国債22	22年8月23日	12.75%	2/23 8/23	3,000	3,060.0	6,060.0
	国債27	27年9月15日	9.25%	3/15 9/15	4,000	2,960.0	6,960.0
国債38	38年3月31日	7.00%	3/31 9/31	1,250	700.0	1,950.0	
グレースピリオド満了未払					31,092	25,265.5	56,357.5
種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
PDVSA債	PDVSA26	26年11月15日	6.00%	5/15 11/15	4,500	2,295	6,795.0
	PDVSA24	24年5月16日	6.00%	5/16 11/16	5,000	2,550	7,550.0
	PDVSA21	21年11月17日	9.00%	5/17 11/17	2,394	1,831	4,225.4
	PDVSA35	35年5月17日	9.75%	5/17 11/17	3,000	2,486	5,486.3
	PDVSA220	22年2月17日	12.75%	2/17 8/17	3,000	3,251	6,251.3
	PDVSA27	27年4月12日	5.38%	4/12 10/12	3,000	1,371	4,370.6
	PDVSA37	37年4月12日	9.75%	4/12 10/12	1,500	1,243	2,743.1
	PDVSA22	22年10月28日	6.00%	4/28 10/28	3,000	1,620	4,620.0
	PDVSA20	20年10月27日	8.50%	4/27 10/27	1,684	1,288	2,971.9
グレースピリオド満了未払					27,078	17,935.8	45,013.6
電力債18	18年4月10日	8.50%	4/10 10/10	650.0	442.0	1,092.0	
グレースピリオド満了未払					650.0	442.0	1,092.0
合計					58,820	43,643	102,463

(出所) Av Security よりベネインベストメント作成

POINT

暫定政権とトランプ政権の関係は着実に改善の方向。

現在の流れが続けば、ベネズエラ経済は回復の方向に進む。

最も大きな不安要素はMCM氏の帰国。

直近、議会で議論されている恩赦法について考察。

2. 恩赦法案オリジナルの内容確認

本レポートでも触れてきたように、現在のトランプ政権はロドリゲス暫定政権の統治運営を一定程度肯定的に評価しており、条件付きながら対ベネズエラ制裁の緩和を継続している。

この流れが維持される限り、ベネズエラ経済は緩やかな回復基調を維持し、市場開放も徐々に進展するとの見方が市場関係者の間では概ね共有されている。

もっとも、この前提は政治的安定が維持されることを条件としており、政治情勢に大きな変化が生じた場合、経済回復シナリオには強いブレーキがかかる可能性がある。

具体的には、軍事クーデター、与党内部の反乱、米国と暫定政権の対立の表面化、あるいは野党勢力による政治的不安定化などが想定される。

暫定政権発足から約1カ月が経過した現状を見る限り、軍や与党内部の統制は維持されており、米国との関係も比較的安定している印象がある。一方で筆者が最も懸念しているのは、野党の動向、とりわけ野党指導者マリア・コリナ・マチャド（以下MCM）氏の動きである。

彼女は昨年12月にノーベル平和賞を受賞するために国外に出て、現在は米国に留まっているが、ベネズエラへの帰国を切望しており、米政界関係者に対して政治体制の転換を働きかけている。

現在のベネズエラ国内には暫定政権を揺るがすような対抗勢力は存在しないので政治的に安定しているが、MCM氏がベネズエラに帰国した場合、政治的な均衡が崩れ、社会が混乱し、経済シナリオに影響を与える懸念がある。

このような状況の中で、ロドリゲス暫定政権および国会は、過去に政治的な理由で拘束した人々の罪を免除する趣旨の「恩赦法」の制定を進めている。

仮に恩赦法が成立した場合に、MCM氏がベネズエラへ帰国する可能性があるのかは今後のベネズエラ経済を占う上で重要なテーマと言える。

上記の問題意識から以下では、国会で第1セッションを通過した恩赦法案の内容を確認し、MCM氏帰国の可能性について考察してみたい。

POINT

以下が2月5日に第1セッションを通過した恩赦法案の原文を日本語にしたものである（野党系議員のルイス・フロリド議員が自身のSNSにて公開）。

民主的共存のための恩赦法案

第1条（目的）

本法は、1999年1月1日から2026年1月30日までの間に、本法に記載される政治的動機による暴力事件について、政治犯罪またはそれに関連する犯罪の疑いまたは確定により起訴または有罪判決を受けた全ての者に対して、**全面的かつ包括的恩赦を付与することを目的とする**。これは社会の平和および民主的共存の促進を目的とする。

第2条（狙い）

本法の狙いは以下の通り：

1. 平和、民主的共存および国民的和解の促進に寄与すること。
2. 国民生活の調和ある発展、国の安定、民主的および政治的多様性を促進すること。
3. 社会的な相違を解決するための民主的かつ憲法に則るメカニズムの活用を促進し、本法の恩赦対象となるような事案の再発を防止すること。

第3条（原則）

本法は、生命、自由、正義、平等、連帯、民主主義、社会的責任、人権の優位、倫理および政治的多様性を特に重視する原則に基づく。

第4条（公序および国民の利益）

本法の規定は、公序および国民の利益に属するものとする。

第5条（解釈の原則）

本法の解釈または適用に疑義がある場合には、人権の尊重、保護および保障を最も促進する解釈を採用する。

恩赦法案：

1999年1月～2026年

1月末までの政治的な

理由による暴力事件の

犯罪を免除。

裁判を通じて確定した

犯罪および未確定の容

疑も恩赦の対象にな

る。

POINT

**恩赦の適用対象は、
2002年～2024年に起
きた10の政治騒動。**

第6条(包括的な恩赦)

1999年1月1日から2026年1月30日までの間に政治犯罪または、それに関連する犯罪の疑いまたは確定により起訴または有罪判決を受けたすべての者に対し、以下の事象の枠内で包括的な恩赦を付与する：

1. 2002年4月11日のクーデター(州・市政府・公私施設への襲撃含む)。
2. 2002年12月～2003年2月の企業ストライキおよび石油サボタージュに伴う政治的暴動。
3. 2004年2月および3月の政治的暴力。
4. 2004年8月の政治的暴力。
5. 2007年5月の政治的暴力。
6. 2013年4月の大統領選挙に関連する政治的暴力。
7. 2014年2月～6月の政治的暴力。
8. 2017年3月～8月の政治的暴力。
9. 2019年1月～4月の政治的暴力。
10. 2024年7月大統領選挙に関連する政治的暴力。

**重大な人権侵害、人道
に対する罪、戦争犯罪
は恩赦の対象外。**

第7条(除外される犯罪)

以下の犯罪については、本法の恩赦適用対象外とする：

1. 憲法第29条に規定される重大な人権侵害、人道に対する罪、戦争犯罪。
2. 故意の殺人。
3. 最低刑期が9年以上の麻薬取引。
4. 公的財産に対する犯罪。

**他、故意の殺人、麻薬取
引、公的財産に対する
犯罪も恩赦の対象外。**

第8条(罪の消滅)

本法が適用される恩赦に関連する刑事・行政・懲戒・民事のすべての手続および訴追(引き渡し請求含む)は消滅する。その結果、身体拘束措置および自由剥奪に代わる措置は解除される。

また、本恩赦の効力は、本法に言及される犯罪の共犯者および関与者にも及ぶ。

第9条(司法手続)

管轄する裁判所は、検察または被告・受刑者の申立てにより恩赦適用要件を確認し、事案の終結または確定判決の再審・取消しを宣告する。また、本法の履行のため必要な措置を講じ、身体拘束および代替措置の停止を命じる。

POINT

**恩赦法の内容を精査し
 たところ、MCM 氏を恩
 赦法の適用対象外とす
 るロジックはいくらで
 も存在する印象。**

理由 1 :

**恩赦法の適用対象とな
 る 10 の事象以外でも
 MCM 氏は複数の起訴
 を受けている。**

第 10 条 (警察捜査)

警察、捜査組織、軍は、本法対象事案に関する捜査および手続きを終了する。

第 11 条 (記録および前歴)

行政・警察・軍の各機関は、恩赦対象者の記録および前歴を、検察または本人の申請により削除しなければならない。

第 12 条 (施行監督)

国家行政機関は、司法担当省を通じて、本法の履行確保のための制度を策定・実施する。

第 13 条 (施行)

本法は、ベネズエラ・ボリバル共和国官報への公布日から施行する。

3. 恩赦法の考察と恩赦法成立後のシナリオ

この恩赦法により MCM 氏が帰国できるかについては、もちろん暫定政権の采配が全てだが、**この恩赦法だと、暫定政権が MCM 氏を恩赦法の対象外とするロジックがいくらでも成立する。**

(1) MCM 氏の犯罪は恩赦の対象になる 10 の事象に該当しない

例えば、第 6 条で恩赦法の適用対象となる 10 の事象が明記されている。しかし、**MCM 氏は複数の起訴案件を抱えており、これらの 10 の事象以外でも起訴あるいは罰則を受けている。**

例えば、2023年のいわゆる「白いブレスレット事件 ([「ウィークリーレポート No.339」](#))」などは明示された対象事象に含まれていない。このため、恩赦法成立後も一定の法的リスクが残る。

また、MCM 氏の選挙出馬資格停止は資産報告問題など行政手続きに起因しており、恩赦対象の政治的暴力事象とは直接連動していない。

したがって恩赦法成立後も政治参加が制限される可能性は十分考えられる。

POINT

理由2

「恩赦法の対象外」とする事由は解釈の幅が広い。また、恩赦法を解釈する権限が暫定政権側にある。

(2) 恩赦法の除外対象のあいまいさ

恩赦法第7条には恩赦法の適用対象外になる事象が明記されている。

この中で、

1. 重大な人権侵害、人道に対する罪、戦争犯罪
4. 公的財産に対する犯罪

については、解釈幅が広く、政治状況次第では野党有力者を除外する根拠として用いられる可能性がある。

特に司法解釈の主導権が与党側にある現状では、適用範囲は政治判断に左右されやすい。

なお、余談になるが、グアイド暫定政権は米国で凍結されていたベネズエラ政府資産を使用していた。これは「4. 公的財産に対する犯罪」に該当する可能性が高い。

従って、ファン・グアイド元暫定大統領やフリオ・ポルヘス氏（暫定政権の外相）など暫定政権の主要人物は恩赦の対象外になることが予想される。

(3) トランプ政権に MCM 氏を帰国させる合理的な理由がない

理由3

トランプ政権が（現時点で）MCM 氏の帰国を望むと考えにくい。

(1)(2)を理由に、暫定政権は MCM 氏を恩赦法から除外することが可能である。とは言え、実際のところ、トランプ政権が MCM 氏を恩赦法の適用対象にするよう暫定政権に働きかければ、これを拒むことはできないだろう。

ただし、筆者の認識ではトランプ政権が MCM 氏をベネズエラへ帰国させるよう働きかけることは（少なくとも現時点では）ないと想像している。

「[ウィークリーレポート No.442](#)」でも紹介したが、トランプ大統領の望みは「ベネズエラのエネルギー産業の掌握」「米州から中露の影響力を排除すること」「地域安全保障の管理」であり、「ベネズエラの民主主義回復」ではない。

暫定政権はトランプ大統領の望みを忠実に遂行しており、これが実現できているのは、暫定政権に抵抗勢力が存在せず、安定してベネズエラ国内を統治しているからである。

POINT

恩赦法により、多くの政治犯が釈放され、亡命者の帰国が実現する。

ただし、MCM 氏や急進野党勢力は含まれないまま、一部野党グループとの関係改善、国際的な正当性回復が演出される可能性が高い。

この状況下で MCM 氏が帰国し政治的緊張が高まれば、エネルギー投資や制裁運用に不確実性が生じる可能性がある。

したがって、トランプ政権が MCM 氏の帰国を積極的に後押しするシナリオは現時点では想定しにくい。

（4）現実的なのは一部の政治犯の解放と帰国

恩赦法が成立した後の最も現実的なシナリオは、以下の通りだと想像している。

1. 政府が許容可能と判断した範囲での政治犯釈放および一部亡命者の帰国
2. 一部野党グループとの対話促進による政治的安定の演出
3. 米国が人権改善の一定の進展として評価し、制裁政策を段階的に調整

筆者は今回の恩赦法が無意味なものだとは思わない。

この恩赦法により国内に約 650 人いるとされる政治犯のうち 300～400 人ほどは解放され（既に直近 1 カ月のうちに 383 人の政治犯解放が確認されている）、一部の亡命者はベネズエラへ帰還すると想像している。

これにより、野党系国会議員は与党との対立ムードを引き下げ、建設的な政治関係の構築に乗り出すことが予想される。

一定の政治安定が演出され、非人道的というレッテルが張られた暫定政権の国際的正当性が多少は改善し、欧米諸国との外交関係がスムーズになるだろう。この流れを受けて、日本政府も徐々に対応を変えると想像している。

ただし、本恩赦法は MCM 氏を中心とする急進野党勢力を復権させるものにはならないと考えられる。

MCM 氏の帰国については、法的にも政治的にもハードルが高く、短期的に実現する可能性は限定的と考えられる。

4. ベネズエラ債券・経済指標の増減(2月6日時点)

銘柄	利率	満期	BID	ASK	平均	先週比
2018-I	13.625	2018/8/15	40.80	43.00	41.90	△ 1.30
2018-II	13.625	2018/8/15	42.15	43.60	42.88	1.48
2018	7	2018/12/1	34.30	35.80	35.05	2.56
2019	7.75	2019/10/13	35.10	36.55	35.83	3.17
2020	6	2020/12/9	33.15	34.60	33.88	2.89
2022	12.75	2022/8/23	44.85	46.30	45.58	3.05
2023	9	2023/7/5	38.55	40.00	39.28	2.95
2024	8.25	2024/10/13	37.40	38.90	38.15	3.25
2025	7.65	2025/4/21	37.10	38.55	37.83	3.14
2026	11.75	2026/10/21	44.70	45.90	45.30	2.14
2027	9.25	2027/9/15	43.15	44.35	43.75	1.63
2028	9.25	2028/5/7	41.15	42.25	41.70	2.46
2031	11.95	2031/8/5	44.60	45.85	45.23	2.32
2034	9.375	2034/1/13	43.75	45.05	44.40	2.19
2038	7	2038/3/31	38.30	39.45	38.88	0.91
電力債 2018	8.5	2018/4/10	25.70	27.50	26.60	2.60

	利率 %	満期	BID	ASK	平均	先週比
2020	8.5	2020/10/27	100.70	102.45	101.58	△ 0.07
2021	9	2021/11/17	35.50	36.85	36.18	0.84
P 2022	12.75	2022/2/17	39.40	40.90	40.15	3.75
D 2022(N)	6	2022/10/28	26.75	28.00	27.38	2.72
V 2024	6	2024/5/16	30.85	32.10	31.48	3.11
S 2026	6	2026/11/15	30.75	32.05	31.40	2.95
A 2027	5.375	2027/4/12	30.05	31.45	30.75	2.33
2035	9.75	2035/5/17	37.60	39.05	38.33	4.86
2037	5.5	2037/4/12	30.10	31.50	30.80	2.33

	百万ドル	先週比
外貨準備	13,985	△ 8.08

為替レート	ボリ/ドル	先週比
両替テーブル	382.63	3.34
並行レート(Binance)	544.17	6.34

(出所) Avsecurity、ベネズエラ中央銀行、
Exchange Monitor

解説

今週のベネズエラ債は、週の初めは高利率の債券(国債2年、26年、31年満期およびPDVSA債22年、35年満期)を中心に価格が上昇したが、その後利益確定売りが増えたためか価格は下落。

最終的に国債は先週比で平均2.2%増。PDVSA債で同2.5%増となった。

なお、1月下旬に2度(合計5億ドル)の外貨競売が実施されて以降、中央銀行は新たな外貨競売の実施を発表していない(「[ベネズエラ・トゥデイ No.1324](#)」)。

また、先週末時点で152.1億ドルあった外貨準備が今週末には139.9億ドルと10億ドル以上減少した。

10億ドルの減少を説明するような事象は確認できていないが、中央銀行内部で何らかの動きがあることが想像できる。

以上